

カワサキ会計事務所ニュース

令和5年 7月号 第36号

発行所 カワサキ会計事務所
〒850-0918 長崎市大浦町7番22号 コーポおおうら3F
TEL (095)826-1718 FAX (095)826-1835
URL <http://www.kawasaki-kaikei.com>
発行人 税理士 川崎 清廣

7月の税務カレンダー

固定資産税 第2期

所得税の予定納税額の納付 第1期

長崎市のホームページより



令和5年度税制改正による電子帳簿保存制度の見直しについて

令和3年度の税制改正において、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」の改正等が行われ、帳簿書類を電子的に保存する際の手続き等について抜本的な見直しがされました。その見直しについては、事務所ニュース令和4年10月号・同年12月号にてお知らせしております。

さらに、令和5年度の税制改正において、電子帳簿保存制度について新たな猶予措置や緩和措置がとられました。電子取引については、申告所得税・法人税を申告するすべての事業者に関係しますので、今回の改正内容について今号にてお知らせいたします。

・電子取引データ保存に関する主な改正事項

①保存要件

請求書・領収書・契約書・見積書などに関する電子データを送付・受領した場合には、電子データを一定の要件を満たした形で保存することが必要となります。令和5年12月31日までにを行う電子取引については、電子データをプリントアウトして保存し、税務調査等の際に提示・提出することができるようにしていれば差し支えありません。

令和6年1月1日からは保存要件に従って電子データを保存しなければなりません。

しかし、今回の改正では、令和6年1月1日より、電子取引に係る電子データを保存要件に従って保存できなかったことにつき所轄税務署長が相当の理由があると認め、かつ、税務調査での電子データの「ダウンロードの求め」及び、その電子データをプリントアウトしたものを提示又は提出することができる場合は、保存要件は不要で電子データの保存が認められます。

つまり、上記の要件を満たせば、電子取引データを単に保存しておくことができることとされました。

※保存要件:タイムスタンプ等の改ざん防止等

②検索機能の全てを不要とする対象者の見直し

現行では、前々事業年度の売上高が1,000万円以下の事業者は、税務調査の際に電子データのダウンロードの求めに応じれば、検索機能が不要となる措置がありますが、その対象が5,000万円以下の事業者に拡充されました。

また、前々事業年度の売上高が5,000万円超でも、電子データをプリントアウトした書面を、取引年月日その他の日付け及び取引先毎に整理された状態で提示又は提出することができれば検索機能が不要となります。

※検索機能:索引簿の作成、規則的なファイル名を付す等

<インボイス制度導入に当たっての準備は?>

いよいよ10月1日より「インボイス制度」が開始されますが、本則課税業者にとっては重要な変更点がありますので、ご注意ください。

本則課税業者の場合、課税仕入取引を行った場合、「納品書」「請求書」「領収書」等の課税仕入を行った証拠資料を受領します。それらの「証拠資料」には、相手方の「会社名」「登録番号」「消費税率」「消費税額」等が記載されていますが、「登録番号」が違っていた場合(不正に、または誤って等)は、その証拠資料は課税仕入取引の対象とはなりません。

従って、その「証拠資料」が正しいのか?どうか?を確認する作業が欠かせません。つまり、証拠資料に記載されている「登録番号」が正しいか?否か?国税庁のHPを検索して確認するか、「登録番号」の正否を検索する会計ソフトにデータを流して検索してもらう必要がありますね!

カワサキ会計事務所では、手作業で「登録番号」を確認するのではなく、会計ソフトを利用して「登録番号」を検索するとともに、証拠資料のデータ保存を行い、電子帳簿保存法の要件をクリアする方法を推薦しております。

早めに、当事務所の担当宛てにご相談ください。